

要介護認定の状況  
金沢市介護認定審査会が、64合議体、192人の委員により審査・判定を実施。  
(1)各年度末の要介護認定申請者数 (単位:人)

区分	新規申請	更新申請	変更申請	計
H20年度	3,880	14,191	1,354	19,425
H21年度	3,984	11,141	1,333	16,458
H22年度	4,452	14,734	1,602	20,788

(2)各年度末の要介護認定者数(実人数)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H20年度	1,612	3,501	2,650	3,178	2,940	2,128	1,820	17,829
H21年度	2,123	3,172	2,920	3,300	2,933	2,186	1,812	18,446
H22年度	2,529	3,072	3,053	3,587	2,730	2,251	2,010	19,232

表 51 事業者の指定状況

区分	サービスの種類	H21年3月			H22年3月			H23年3月		
		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
在宅サービス	訪問介護	88(86)	4(5)	97(94)	100(96)	4(4)	4(4)	100(96)	4(4)	4(4)
	訪問入浴介護	172(170)	168(166)	168(166)	168(166)	93(93)	92(92)	92(92)	92(92)	92(92)
	訪問リハビリテーション	94(94)	505(502)	509(507)	518(515)	143(137)	148(151)	148(151)	148(151)	148(151)
	居宅療養管理指導	505(502)	112(108)	128(122)	143(137)	29(29)	149(152)	29(28)	29(28)	29(28)
	通所介護	112(108)	29(29)	149(152)	148(151)	23(22)	26(25)	8(5)	9(5)	9(5)
	通所リハビリテーション	29(29)	20(20)	19(19)	20(20)	42(40)	39(39)	40(40)	40(40)	40(40)
	短期入所生活介護	23(22)	8(5)	8(5)	8(5)	45(45)	44(44)	43(43)	43(43)	43(43)
	短期入所療養介護	8(5)	45(45)	44(44)	43(43)	120(19)	120(19)	126(19)	126(19)	126(19)
	特定施設入居者生活介護	42(40)	45(45)	44(44)	43(43)	1	3	5	5	5
	福祉用具貸与	45(45)	45(45)	44(44)	43(43)					
地域密着型サービス	福祉用具販売	45(45)	45(45)	44(44)	43(43)					
	居宅介護支援	120(19)	120(19)	120(19)	126(19)					
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	3	5	5					
施設サービス	認知症対応型共同生活介護	32(32)	33(33)	33(33)	36(36)					
	認知症対応型通所介護	10(10)	10(10)	10(10)	12(12)					
	小規模多機能型居宅介護	3(3)	5(4)	5(4)	10(8)					
介護サービス	介護老人福祉施設	18	18	18	18					
	介護老人保健施設	11	11	11	11					
	介護療養型医療施設	12	12	12	11					

図 50 要介護認定からサービス利用までの手続き  
要介護認定の申請  
申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターまたは介護保険施設などによる代行申請もできる。

認定調査  
調査員が家庭を訪問し、心身の状態などについて調査する。

コンピュータでの判定(一次判定)

介護認定審査会(二次判定)  
保健・医療・福祉の専門家で構成され、一次判定結果と主治医の意見書や認定調査で聞き取った事項をもとに、どの程度の介護サービスが必要か審査・判定する。

要介護認定(要支援1・2、要介護1~5)  
要介護度に応じてサービスの利用限度額が決まる。

在宅サービス

居宅介護支援事業者等の届出

在宅サービスを受けるには介護サービス計画をつくる必要がある。この場合、依頼する事業者の届出が必要である。

介護サービス計画書の作成

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに相談すれば、要介護度に応じた利用限度額の範囲において、無料で適切な介護サービス計画を立ててもらえる。

サービスの利用

介護サービス計画に基づいて、サービスを受けることができる。

※非該当となった場合は、介護保険サービスは受けられないが、金沢市が実施する介護予防事業への参加を勧めている。

施設サービス

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに相談すれば施設を紹介してもらえる。また、自分で直接申し込むこともできる。

施設サービス	10,319,067	10,292,755
その他(高額サービス費、審査支払手数料等)	1,408,753	1,544,331
合 計	26,185,636	27,568,414

表52 年度別保険料 (単位:円)

所得段階区分	H21年度			H22年度		
	H15~H17年度	H18~H20年度	H21~H23年度	H15~H17年度	H18~H20年度	H21~H23年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	23,580	22,800	22,800	23,580	22,800	22,800
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	35,370	28,500	28,500	35,370	28,500	28,500
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	47,160	57,000	57,000	47,160	57,000	57,000
④世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,950	71,250	71,250	58,950	71,250	71,250
⑤世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	70,740	85,500	85,500	70,740	85,500	85,500
⑥本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	99,750	99,750	99,750	99,750	99,750	99,750
⑦本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方						
⑧本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方						
⑨本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方						

表53 所得段階別保険料及び該当者数

所得段階区分	年度別保険料(円)			該当者数(人)		
	H15~H17年度	H18~H20年度	H21~H23年度	H21年度	H22年度	H23年度
①生活保護の受給者の方、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	23,580	22,800	22,800	1,575	1,639	1,639
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	35,370	28,500	28,500	13,581	13,745	13,745
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	47,160	57,000	57,000	11,048	12,100	12,100
④世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,950	71,250	71,250	14,633	13,928	13,928
⑤世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	70,740	85,500	85,500	14,633	13,928	13,928

計(延べ事業所数)	1,348 (1,189)	1,496 (1,386)	1,543 (1,372)
-----------	------------------	------------------	------------------

(注) ( ) 内は、介護予防サービス(注)市内に所在する事業者のみ

介護保険サービスの利用状況  
(1)サービス毎の利用者数等

区分	H22年3月審査分 (2月利用分)		H23年3月審査分 (2月利用分)	
	件数 (人数)	日数・回数	件数 (人数)	日数・回数
訪問介護	4,056	39,143	4,234	41,551
訪問入浴介護	164	666	165	717
訪問看護	882	4,628	939	4,857
訪問リハビリテーション	131	641	123	592
居宅療養管理指導	1,229	2,356	1,360	2,608
通所介護	5,858	47,991	6,229	52,453
通所リハビリテーション	1,835	14,502	1,772	14,134
短期入所生活介護	949	9,286	1,051	11,444
短期入所療養介護	123	916	123	927
特定施設入居者生活介護	414	11,137	449	12,250
福祉用具貸与	3,595		3,924	
福祉用具購入	100		94	
住宅改修	73		94	
居宅介護支援	10,038		10,773	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	82	2,210	141	3,587
地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護	705	19,382	746	20,783
地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型通所介護	156	1,577	180	1,723
地域密着型介護老人福祉施設 小規模多機能型居宅介護	85	1,774	177	3,544
施設サービス 介護老人福祉施設	1,708	46,701	1,718	46,243
施設サービス 介護老人保健施設	1,174	31,504	1,176	31,731
施設サービス 介護療養型医療施設	399	10,935	347	9,745

(2)介護保険給付費の状況 (単位:千円)

区分	H21年度	H22年度	H23年度
在宅サービス	11,942,708	12,825,455	
地域密着型サービス	2,515,108	2,905,873	



表54 中核市介護保険料(第4期)比較

都 市		保 険 料		都 市		保 険 料		都 市		保 険 料	
1	松山市	5,100	11	旭川市	4,650	21	福山市	4,201	31	豊橋市	3,901
2	長崎市	4,957	12	青森市	4,609	22	下関市	4,200	32	川崎市	3,900
3	和歌山市	4,855	13	姫路市	4,580	23	大津市	4,197	33	横須賀市	3,900
4	富山市	4,780	14	高知市	4,577	24	岡崎市	4,100	34	奈良市	3,850
5	東大阪市	4,768	15	秋田市	4,458	25	西宮市	4,088	35	船橋市	3,840
6	金沢市	4,750	16	盛岡市	4,312	26	鹿児島市	4,073	36	高槻市	3,840
7	高松市	4,742	17	いわき市	4,276	27	高崎市	4,000	37	豊田市	3,838
8	久留米市	4,720	18	宮崎市	4,275	28	岐阜市	3,997	38	宇都宮市	3,725
9	尼崎市	4,711	19	大分市	4,270	29	長野市	3,990	39	前橋市	3,725
10	倉敷市	4,700	20	豊中市	4,260	30	函館市	3,950	40	柏市	3,700
									41	郡山市	3,488

(注) 都市名の前の数字は41市中の順位

金沢市の保険料は、中核市41市のなかで上から6番目と相対的に高い水準にある。介護保険料の算定は、全国統一のルールで行われているが、他の自治体よりも保険料が高くなる原因は、高齢化率や認定者数などの違いにもよるが、サービスが充実しているためである。

⑥介護保険料の未納問題

介護保険料は、普通徴収(介護保険法第131条)と特別徴収(介護保険法第135条)による徴収が行われている。普通徴収とは、市町村が個人から直接徴収(口座振替など)することを行い、特別徴収とは、年金や給与からの天引きによって徴収することを行い、介護保険の運営は、50%が税金、50%が保険料によって賄われており、定められた保険料を被保険者がきちんと納付していることが制度運営の根幹であり、制度への信頼確保や負担の公平性確保につながるという。この観点から、金沢市における介護保険料の徴収状況について確認を行った。

(監査手続)

平成19年度から平成23年度までの5年間における、保険料の徴収状況について把握し、問題とされる点について質問や資料閲覧により監査を行った。

(監査結果)

ア 徴収の徹底について

表55 現年度分に対する徴収状況

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
当年度発生額	5,132,907,646	5,297,088,530	5,332,067,016	5,362,318,943	5,412,369,720
当年度収納額	5,070,550,573	5,226,813,232	5,264,931,099	5,298,742,587	5,344,528,695
差引	62,357,073	70,275,298	67,135,917	63,576,356	67,841,025
収納率	98.8%	98.7%	98.7%	98.8%	98.7%

(単位：円)

る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 85,200円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 102,240円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 119,280円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 136,320円

(監査手続)

金沢市における保険料算定について、手続の妥当性や他の自治体との比較を行う観点から、質問や資料閲覧により監査を行った。

(監査結果)

平成21年度から平成23年度および平成24年度から平成26年度の計画期間における保険料については、上記の規程に従い保険料が算定されていることを確認した。ただ、各自治体で共通の考え方によって算定されているものの、自治体ごとに利用者数やサービス供給量などが異なるため、保険料に差が生じているのが実情である。

第4期(平成21年度から平成23年度)の第1号被保険者の介護保険料は、全国平均額(月額・加重平均)で4,160円であり、第3期(平成18年度から平成20年度)との比較では+1.7%となっている。全国の中核市における第1号被保険者の介護保険料(月額)は以下のとおりである(保険料の高い順)。

表58 不納欠損処理額の推移

(単位：円)					
年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
不納欠損処理額	34,154,507	40,531,581	46,081,202	51,503,786	49,417,029

不納欠損とは、地方自治体が歳入として調定（歳入の所属年度、納入金額、納入義務者、納期限等を調査・決定すること）した額が何らかの理由で徴収できないまま、時効の到来等により今後も徴収の見込みが立たないことを理由に、その徴収をやむを得ず断念することをいう。金沢市の第4期介護保険事業の収支計画でも一定の不納欠損額を見込んでいたが、不納欠損額は市民負担という観点からは少ない方が望ましいことは当然である。今後、不納欠損額が増加していくことになると、介護保険事業の運営悪化を招くことから、一層の徴収努力が必要であると考えられる。

ちなみに、平成23年度に不納欠損として処理されている4,900万円余りについての内訳は下表59のとおりである。介護保険法では、介護保険料を徴収する権利は2年を経過した時点で時効によって消滅する（介護保険法第200条）。

表59 平成23年度不納欠損事由別内訳

原因	内容	件数	不納額(円)	
生活保護開始	生活保護適用者について督促後2年経過	223	3,219,523	
転出	転出者について督促後2年経過	99	1,435,283	
死亡	死亡者について督促後2年経過	240	3,588,199	
職権削除	住民基本台帳の削除者について督促後2年経過	12	203,420	
滞納処分財産無	預金調査するが預金なし、手がかりなく督促後2年経過	81	1,929,840	
所在、財産不明	居所不明で手がかりなく督促後2年経過	137	2,750,895	
納付約束不履行	分納約束を交わすが約束を守らず2年経過したもの	513	10,705,296	
生活困窮	減免・分納等の納付相談により継続して対応したが、生活が困窮し納付が行われず督促後2年経過	1,104	25,584,633	
合計			2,409	49,417,029

表59をみると、徴収事務を行ってなお、時効により不納欠損となった事例の欠損理由で最も多いのは、生活困窮によるものである。しかし、いずれの事例においても、困窮と判断されるに至った明確な基準がない。また、生活困窮と判断された滞納者の中には、介護サービスの利用に際し、給付を制限されないよう滞納保険料の納付を再開した者もあり、このうち約半数は継続的に保険料が納付されている。このことは、生活困窮とされた滞納者の中には、徴収努力が継続的に払う資力があつたことを示唆しているのではないかと、これらに鑑み、徴収担当者が恣意的に生活困窮者と判断し、徴収可能な者でありながら十分な対応を執らなくなるといった事態を招

表56 滞納繰越分に対する徴収状況

(単位：円)					
年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
滞納繰越	101,588,060	114,525,747	129,258,446	133,515,006	126,662,131
当年度収納額	14,925,034	14,871,283	16,379,555	18,689,800	15,410,290
差引	86,663,026	99,654,464	112,878,881	114,825,206	111,251,841
収納率	14.7%	12.7%	12.7%	14.0%	12.2%

現年度分については、ほぼ99%収納されているが、金額ベースでは6,000万円から7,000万円程度が未納となっており相当額に上っている。また、未納となった債権の翌年度以降の徴収状況は10数%にとどまっており、いったん未納となった債権については、ほとんど徴収がなされていない状況である。

介護保険料が適切に徴収されないということは、金沢市の財政負担の増加や加入者間の負担の公平性を欠くといった点で問題であり、ひいては制度への信頼も低下することから、保険料は確実に徴収していく必要がある。

イ 徴収努力について

未納債権が多額に上っていることを受けて金沢市で一定の徴収努力がなされている。

具体的には、催告書の送付や電話催告、滞納金徴収整理月間における休日訪問などが実施されている。しかしながら、過年度からの滞納額として繰越されてきた債権のうち、徴収できたものは10数パーセントにとどまっているのが現状であり、成果を上げていくとは言い難い。滞納額の徴収に関しては、より実効性のある徴収努力を行うべきである。

【意見】  
介護保険料の滞納繰越額の収納率は、10数パーセントにとどまっていることから、より実効性のある徴収努力を行うべきである。

ウ 不納欠損について

前述の表55、56では、毎年6,000万円から7,000万円の未納が発生し、それ以降の年度でも10数%しか徴収されないにもかかわらず、過年度からの滞納債権として繰越されている金額は下表57のとおりほぼ一定額を保っている。この理由は、不納欠損処理が実施されているためである。

表57 滞納繰越額の推移

(単位：円)					
年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
滞納繰越額	101,588,060	114,525,747	129,258,446	133,515,006	126,662,131

金沢市では、徴収すべき介護保険料について、表58のように不納欠損による債権の切り捨てが毎年行われている。

れる場合がある。未納保険料は2年で時効となるため、時効になる前に債権を少しでも多く回収するためには、納付された保険料を発生時期がより古い債権に対する入金として取り扱うべきである。これは、民間企業や個人間での債権債務の取扱いとしては通常実施されていることである。

この点、担当課では、滞納者が保険料を支払った場合の処理について、以下のように行っている。

滞納している被保険者が、保険料の納付に応じた場合、給付制限も踏まえ、当然古い債権から納付していただいている不納欠損にならないようにしている。ただ、まれに個別事情により被保険者の滞納期間が長く、今後の保険料はなんとか払いたい以前部分は経済的に難しいという場合があると思われる。その場合も、その債権の一部納付を指導しているが、被保険者が金融機関等で現年度分を先に納入した場合が考えられる。これは、まれなケースで、当方からはそういう指導はしておらず、原則、債権の古いものから納めていただいている。

つまり、個別訪問等において納付された分は当然に古い債権に対する入金として扱っているものの、被保険者が金融機関において「当年度」の保険料を支払った場合には、滞納繰越があったとしても「当年度」の保険料を納付したこととして取り扱っているということであった。担当課の説明では、「納付書兼領収書に〇〇年〇〇月分と記入されており、一旦現年度に納入したものを滞納繰越分の債権として取り扱うことは、本人が持っている領収書の領収月と市の領収月が相違となり、本人が現年度主張した場合、全く対抗できない」ということであり、〇〇年〇〇月分の保険料として収めたことになっているために、滞納繰越分に充当できないというものであった。したがって、現在の不納欠損の取扱を前提とすると、せっかく支払意思があっても、現年度の納付書を持って支払われる限り、滞納繰越分は時効が到来してしまうということになる。

ちなみに、平成23年度における保険料収入のうち、それ以前の平成22年度までに滞納がある被保険者からの収入は38,037,706円であったが、普通徴収分については、すべて平成23年度の納付書で納められたため、誤って二重納付された197,956円を除いて、大部分が滞納繰越分に納付されていない。

滞納繰越のある者への納付書の作成について、担当課は「滞納繰越額を上乗せして、現年度分として賦課することはしていない。別の対応として、現年度分の納付書送付の際、滞納繰越分の納付書を再発行して、同時に送付することも考えられるが、これも行っていない。定期的に実施している特別催告の際に滞納分の納付書を発行する等している。」としている。滞納繰越のある者への納付書の作成に際しては、滞納繰越分から先に支払われるような納付書の発行手続きを検討すべきである。

**【意見】**  
介護保険料の滞納繰越のある者への納付書の作成に際しては、滞納繰越分から先に支払われればよい納付書の発行手続きを検討すべきである。

くことのないよう、保険者としては、これまで以上に滞納者の状況について、詳細に調査するとともに、実態把握・分析した上で、滞納者の状況に応じた保険料徴収業務のあり方というものを今一度整理する必要がある。

**【意見】**  
介護保険料の滞納整理にあたっては、滞納者の状況について、より詳細に調査するとともに、実態把握・分析した上で、その結果に応じた保険料徴収業務のあり方を今一度整理する必要がある。

エ 時効中断の手続について  
債権の時効は中断することが可能であり、中断することにより債権の回収を図っていくことができる。時効を中断させる方法には、①請求（裁判上の請求および裁判外の請求）、②差押・仮差押・仮処分、③債務者の承認がある。金沢市では、介護保険料が未納となった場合、金沢市財務規則にしたがって督促、つまり「裁判外の請求」を行うことにより一度は時効を中断させているものの、納期限から20日経過後の督促は無効という判例に基づき、督促による時効中断の効力は一度しかないとの認識のもと、最初の督促から2年を経過した債権が不納欠損として処理されている。

時効中断の方法には、督促以外の選択肢も存在するが、金沢市では、介護保険料の徴収において差押などの強制執行の実績はなかった。強制執行してでも時効を中断させない理由については、担当課は、「生活困難、死亡、所在不明という理由により滞納しているものであり、時効を中断しても債権回収の見込みがないため」としているが、これまでに1人も強制執行の対象者がいないというのとは不自然である。

本来、保険料を支払う責務があるにもかかわらず、滞納者が督促にも債務承認にも応じない場合には、強制執行により債権の回収を図ることも検討すべきである。滞納者の状況によっては、強制執行を安易に行うべきではないが、強制執行は法律で定められた時効の中断手段であり、保険料を納付している市民と悪意の滞納者との間の公平性が保たれないような場合には、差押をして時効を中断させたいと、滞納者と納付方法を協議するなどの方法が検討されてしかるべきである。

**【意見】**  
介護保険料を支払う責務があるにもかかわらず、滞納者が督促にも債務承認にも応じない場合には、強制執行により債権の回収を図ることも検討すべきである。

ちなみに、「一部納付」や「分割納付」による債務承認は一部なされているものの、一部納付等に応じる被保険者は、介護保険の給付を受けようとした時点で保険を適用したいがために納付に応じないケースが多いのが実情である。

オ 滞納債権に対する入金額の充当について  
保険料の滞納者が、督促や催促に応じて、あるいは滞納者の事情によって保険料の納付がなさ

表60 地域包括支援センター毎の第1号被保険者数と職員配置数(平成24年10月1日現在)

センター名	1号被保険者	主任ケアマネ	保健師等	社会福祉士	ケアマネ等	その他専門職	職員配置数
きしかわ	4,655	1	1	1	1	1	5
ふくひさ	4,654	1	1	1	1	1	4
かすが	4,789	1	1	1	1	0	4
おおてまち	3,985	1	1	1	1	0	4
さくらまち	4,934	1	1	1	1	0	4
たがみ	4,363	1	0	1	1	0	3
もろえ	5,669	1	1	1	1	0	4
くらつき	5,721	1	1	1	1	0	4
えきにしほんまち	5,702	1	1	1	1	0	4
ひろおか	5,069	1	1	1	1	0	4
かみあらや	5,216	1	1	1	1	0	4
きたづか	5,418	1	1	1	1	0	4
とびうめ	3,760	1	1	1	1	1	5
みつくちしんまち	8,330	1	1	1	1	2	6
ながさか	3,893	1	1	1	1	0	4
いずみの	6,836	1	1	1	1	2	6
ありまつ	4,295	1	1	1	1	0	4
やましな	5,183	1	1	1	1	1	5
まがえ	5,334	1	1	1	1	0	4

2 地域包括支援センター  
 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである(介護保険法第115条の46第1項)。

地域包括支援センターは、包括支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の4つ)、介護予防支援業務を行うこととされている。地域包括支援センターの設置については、市町村が設置する場合は包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けたものが設置する場合は、いずれにおいても、市町村がその設置の責任主体として運営に適切に関与しなければならぬとされている(「地域包括支援センターの設置運営について」平成18年10月厚生労働省老健局)。

金沢市では、元町、駅西、泉野の3つの管轄にそれぞれ6つ、6つ、7つと併せて19の地域包括支援センターが設置されており、金沢市が直接運営しているセンターは無く、すべて社会福祉法人や医療法人に運営委託されている。

(監査手続)

地域包括支援センターを円滑に運営していくためには、一定の人員を確保することが必要となる。この点、前述の「地域包括支援センターの設置運営について」では、職員の配置等としてルールを設けており、金沢市がこれにどのように対応しているのか調査・分析を行った。

(監査結果)

(1) 法定配置数との乖離について

介護保険法施行規則では、人員配置のルールを以下のとおり定めている。

介護保険法施行規則(抜粋)

第140条の66

- 2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。
  - イ 保健師その他これに準ずる者 1人
  - ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
  - ハ 主任介護支援専門員(第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

金沢市の平成24年度における地域包括支援センターごとの第1号被保険者数と職員の配置数は、次のとおりである。

「たがみ」では保健師等が配置されておらず、法定の基準を満たしていないが、これは退職による一時的な欠員が生じたためである。介護保険法施行規則で定める人員数は、国が必要と判断して定められていると考えられるため、その人数を満たしていないことは、制度が期待しているサービス提供がなされていない可能性が高いことから、早急な欠員補充が必要である。

【指摘事項】

「金沢市地域包括支援センターたがみ」では、早急な欠員補充が必要である。

(2) 地域包括支援センターの人員配置について

地域包括支援センターにおける業務は、高齢者の増加などにより、質・量ともに増加傾向にあり、職員の立場からも、サービスの受け手の立場からも1人でも多くの職員を増員していただきたいというのが実情かと思われる。

介護保険法施行規則では、第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(これらに準ずるものを含む)を1人ずつ配置することとされている。6,000人以上のセンターについては、特に定めを設けていない

# 金 沢 市 公 報

### 3 老人クラブ活動助成(昭和38年4月発足)(平成23年度予算 22,093千円)

#### (1) 活動費補助金について

金沢市では、「老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資すること」を目的として、老人クラブ活動を行う単位クラブに補助金が交付されている。交付の概要は、金沢市のホームページに以下のとおり記載されている。

- ・対象者  
会員の年齢は、おおむね60歳以上
- ・会員数は、1クラブおおむね30人以上
- ・補助金額  
年額46,560円の基準額に加え、1会員数に65円を乗じた額
- ・申請書類  
結成届、会規約、会員名簿、現況届、補助金交付申請書(4月)、実績報告書(3月)

老人クラブの結成は住民の自主的なものであるが、老人福祉法第13条第2項に基づき国及び金沢市において補助金制度を設けているものである。

#### 老人福祉法(抜粋)

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業(以下「老人健康保持事業」という。)を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

具体的には、老人福祉法第13条をもとに「老人クラブ活動等事業実施要綱(国の要綱)」、「在宅福祉事業費補助金交付要綱(国の要綱)」によって国から金沢市へ補助金が交付される部分(全体の3分の1)と金沢市が負担する部分(全体の3分の2)をあわせて、上記の額が各老人クラブへ拠出されている。

- 在宅福祉事業費補助金交付要綱のうち、老人クラブへの助成関連の規程より抜粋
- (交付の対象)
- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。  
(13) 介護予防・地域支え合い事業
  - ②平成13年10月1日老発第390号厚生労働省健康局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブ及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対して指定都市が行う助成事業並びに老人クラブ及び市老人クラブ連合会が行う活動に対して中核市

が、6,000人未満で3職種1人ずつということであれば、6,000人を超えればそれ以上の人員配置が必要と考えられるのが通常である。

金沢市の19箇所の地域包括支援センターには6,000人を超えているが、それぞれに通常措置する金(8,330人)と「いずみの(6,836人)との2箇所存在しているが、それとは別に平成24年度よりすべの2分の1を加算し、職員配置数を増加させている。また、それとは別に平成24年度よりすべのセンターに各1名ずつケアマネージャーの増員を実施している。金沢市における地域包括支援センターの人員配置についての方針やルールを確認した結果は、以下のとおりである。

- ・厚生省令には、センターの設置基準として「おおむね三千人以上六千人未満ごとに」と定められており、地理的条件やコミュニティの状況等を勘案し、地域包括支援センター運営協議会において認められれば、6,000人を超えて設置したとしてもただちに問題となるとは考えていない。また、かりに国が「六千人未満」を遵守事項とするのなら、より積極的な指導がなされてしかるべきである。
- ・また、現在6,000人を超えている2センターには、それぞれ加算を行っており、6,000人に3人の割合での職員配置の基準はクリアしている。加えて、「みつくちしんまち」のエリアにおいては、地理的条件も勘案し、ブランチ(支所)を内川地区に配置しており、エリアとして人員配置を手厚くしている。
- ・24年度に実施した増員は、介護予防プランの作成件数が平成18年度比で1.8倍、相談件数も1.7倍に増加していること、団塊の世代が65歳になることにより、一層の業務量の増加が見込まれること、また特に要支援のケアプランについて業務量が多いという各センターからの意見もあったことから、ケアマネージャーを1人増員し、それにより、地域に入っていたただく時間を作ることができるようにした。

たしかに厳しい財政状況のなかで、6,000人超のセンターにおける増員や各センターにおける更なる1人の増員を実現したものであるが、この回答においては、実際にどういった職種の職員があと何人必要なのか、あるいはどここのセンターに増員すべきなのかといった金沢市としての考え方が十分示されていない。たとえば、各センターで増員すべき人数はお年寄りの数や地域性を踏まえてより実態に応じて判断されるべきであるが、24年度の増員に際してその点についての十分な検討はされず、一律に増員したと思われてもいたしかたなく、金沢市独自のセンターの人員増減に関する基準はない。

金沢市には、地域包括支援センターの責任主体として、限られた財源の中で地域包括支援センターを通じて実施すべきサービスの内容や水準を、現場の実態を踏まえて十分に検討し、これを明確にすることが求められており、今後も引き続き各センターの実態把握を行うとともに、本来あるべき地域包括支援センターのサービスの内容や質が担保されるような人員配置について検討を行うことが必要といえる。

#### 【意見】

地域包括支援センターに期待される役割は、今後も増え続けることが予想されるため、市として各センターの実態把握とそれを踏まえた人員配置を検討する必要がある。



が行う助成事業並びに都道府県老人クラブ連合会及び指定都市老人クラブ連合会が行う老人クラブ等活動推進事業並びに都道府県老人クラブ連合会及び指定都市老人クラブ連合会が行う高齢者相互支援事業並びに都道府県老人クラブ連合会及び指定都市老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業に対して都道府県及び指定都市が行う助成事業。

(監査手続)

平成23年度における老人クラブへの補助金が、ルール通りの手続や算定によって補助されているかどうかについて調査を行った。併せて、補助金の執行状況について申請時に提出されている予算、予算に対する実績額及び前年度の実績について資料を入手し、確認を行った。

(監査結果)

①補助金を受けるための手続について  
補助金交付申請書や実績報告書については、各老人クラブにて作成され提出されていた。また、会員数はいずれのクラブもおおむね30人以上であることを確認した。

②補助金の執行状況の把握について

平成23年度においては、抽出調査した64の老人クラブに約330万円の補助金が拠出されており、対象となった老人クラブの予算・決算の状況は次のとおりであった。

表61 老人クラブ補助事業決算状況

老人クラブ名	①H23年度実績	②H23年度予算	①-②	③H22年度実績	①-③
A	78,000	80,000	△2,000	78,000	0
B	85,500	85,500	0	85,500	0
C	244,911	244,911	0	244,911	0
D	147,500	145,000	2,500	147,500	0
E	170,000	170,000	0	170,000	0
F	105,000	105,000	0	105,000	0
G	250,000	250,000	0	250,000	0
H	180,000	180,000	0	180,000	0
I	73,000	73,000	0	73,000	0
J	100,000	100,000	0	100,000	0
K	125,200	125,200	0	125,200	0
L	116,400	116,400	0	116,400	0
M	105,100	105,100	0	104,600	500
N	84,000	84,000	0	84,000	0
O	95,000	95,000	0	95,000	0
P	60,000	60,000	0	60,000	0
Q	90,000	90,000	0	90,000	0

R	210,000	210,000	0	210,000	0
S	140,000	140,000	0	140,000	0
T	133,000	133,000	0	133,000	0
U	130,000	130,000	0	130,000	0
V	55,000	55,000	0	55,000	0
W	64,000	64,000	0	64,000	0
X	100,000	100,000	0	60,000	40,000
Y	100,000	100,000	0	100,000	0
Z	100,000	100,000	0	100,000	0
AA	170,000	170,000	0	170,000	0
AB	170,000	170,000	0	170,000	0
AC	158,000	158,000	0	158,000	0
AD	140,000	140,000	0	140,000	0
AE	140,000	140,000	0	140,000	0
AF	190,000	190,000	0	190,000	0
AG	140,000	140,000	0	140,000	0
AH	96,000	100,000	△4,000	96,000	0
AI	175,000	175,000	0	175,000	0
AJ	120,000	120,000	0	120,000	0
AK	80,000	80,000	0	80,000	0
AL	120,000	120,000	0	120,000	0
AM	250,835	250,835	0	250,835	0
AN	115,000	115,000	0	115,000	0
AO	126,000	126,000	0	126,000	0
AP	73,000	73,000	0	73,000	0
AQ	118,000	118,000	0	118,000	0
AR	52,000	52,000	0	52,000	0
AS	226,000	226,000	0	226,000	0
AT	240,000	240,000	0	240,000	0
AU	250,000	250,000	0	250,000	0
AV	400,000	410,000	△10,000	400,000	0
AW	68,000	68,000	0	68,000	0
AX	74,500	74,500	0	74,500	0
AY	100,000	100,000	0	100,000	0
AZ	60,000	60,000	0	60,000	0
BA	103,600	103,600	0	103,600	0
BB	105,000	105,000	0	110,000	△5,000
BC	370,000	370,000	0	370,000	0

(2) 負担金 (国際条約に基づく負担金を除く。)  
 (3) 利子補給金  
 (4) その他相当の反対給付を受けけない給付金であって政令で定めるもの  
 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。  
 (関係者の責務)  
 第3条  
 (中略)  
 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うよう努めなければならない。  
 (補助事業者等及び間接補助事業者等の遂行)  
 第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつては、融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたこととなることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

また、補助金適正化法では補助事業者(金沢市)に対して状況や実績について報告しなければならないと定められているが(補助金適正化法第12条及び第14条)、金沢市では、老人クラブから決算報告を十分な精査をせずにそのまま受領しているだけであり、国に対する報告の十分な根拠を入手していない。

補助金適正化法(抜粋)  
 (状況報告)  
 第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。  
 (実績報告)  
 第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

④補助金の執行管理について(市負担分)  
 金沢市が負担する3分の2の部分については、「金沢市補助金交付事務取扱規則」が適用されるが、その中では補助金の額の確定にあつては、補助金交付内容に適合しているかどうかについて、補助事業の成果の報告を受け報告書類の審査及び必要に応じた現地調査を行うこととされている(金沢市補助金交付事務取扱規則第13条)。現状は決算報告について十分な審査や

B D	90,000	90,000	0	90,000	0
B E	89,000	89,000	0	89,000	0
B F	140,000	140,000	0	140,000	0
B G	70,000	70,000	0	70,000	0
B H	60,000	60,000	0	60,000	0
B I	248,600	105,289	143,311	248,600	0
B J	60,000	60,000	0	60,000	0
B K	64,000	64,000	0	64,000	0
B L	96,000	100,000	△4,000	96,000	0

平成23年度予算と実績を比較してみると、64の老人クラブのうち58の老人クラブで予算と実績が同額となつていた(一致率91%)。また、平成22年度の実績と平成23年度の実績を比較してみると、64の老人クラブのうち61のクラブで2期の実績が同額となつていた(一致率95%)。通常、老人クラブの会計において予算と決算が同額になる、また、昨年と今年の実績内容も同額になるということは考えにくいことであり、しかも、それがほとんどのクラブで同様の状況というのは現実的ではないとの印象を受ける。

これについて、金沢市では特段の調査や分析は行われていないが、そのことは単に管理上の問題があるということだけでなく、当該補助金は国や市の制度に基づいて拠出されているものであり、法令や金沢市のルールに照らしても問題がある。

③補助金の執行管理について(国の補助金)  
 金沢市の老人クラブへの補助金のうち、3分の1は「在宅福祉事業費補助金交付要綱」に基づいて国から金沢市に対して補助金が交付されているが、この補助金は「在宅福祉事業費補助金交付要綱」の定めるところにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。))の適用対象となる。そのため、金沢市は「補助事業者(補助金適正化法第2条第2項)」として、「補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれなければならないことに留意し、法令の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない責務」を負うことになる(補助金適正化法第3条第2項)。  
 たとえば、補助金適正化法第11条では、補助金の交付決定内容等に従い交付目的外へ使用をしてはならないとされているため、金沢市は補助金が老人クラブにおいて目的どおりに使用されたかどうかについて把握する必要があると考えられる。

補助金適正化法(抜粋)  
 (定義)  
 第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。  
 (1) 補助金

現地調査が行われておらず、金沢市補助金交付事務取扱規則に照らしても適切な対応がなされているとはいえない。今後は、各クラブの事務担当者に指導を行うことや老人連合会の協力を求めるなどして、各クラブの事務負担に配慮しつつ、適切な対応がなされるべきである。

金沢市補助金交付事務取扱規則 (抜粋)

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

【指摘事項】

老人クラブ活動費補助事業の執行にあたっては、目的にあったものとなっているかなど、金沢市補助金交付事務取扱規則に照らして、適切に対応する必要がある。

4 福祉バス運営

昭和56年4月発足、平成2年9月1台増車、平成11年4、6、10月に1台増車、平成18年9月より利用者負担金導入、平成21年11月に1台増車  
(平成23年度予算 15,920千円)

(1) 概要  
老人クラブ、老人連合会あるいは障害のある方の団体や、教養や生きがいを高め、健康の保持を図る等の事業を行うときに役立つよう2台の福祉バスを運行する。

利用できる事業：研修、見学、スポーツ、レクリエーション、訓練、釣り大会、海水浴など

利用できる日：年末年始を除く毎日

(2) その他 ①利用できるのは、25人以上の団体

②バスに乗車できるのは、1回につき50人程度

③運行は300km以内

④利用者負担は、200kmまで6,000円/台、250kmまで8,000円/台、300kmまで10,000円/台

表62 福祉バス入札実績

年度	H22年度	H23年度	H24年度	
入札方法	一般競争	入札不調により随意契約	入札不調により随意契約	
決算額	16,771千円	18,509千円	23,393千円 (見込)	
単価	200km以下	33,851円	200km以下	40,000円
	250km以下	38,000円	250km以下	45,000円
			200km以下	55,500円
			250km以下	64,000円

利用者負担金	300km以下	39,710円	300km以下	55,000円	300km以下	73,500円
	200km以下	6,000円	同左	同左	同左	同左
	250km以下	8,000円				
	300km以下	10,000円				
負担割合	200km以下	17.7%	200km以下	15.0%	200km以下	10.8%
	250km以下	21.1%	250km以下	17.8%	250km以下	12.5%
	300km以下	25.2%	300km以下	18.2%	300km以下	13.6%
その他	運行距離上限300kmへ					

表62のとおり、福祉バスの委託契約単価は上昇してきており、しかも、一般競争入札が不調で随意契約となっている。一方で、利用者負担金は定額のままであるため、当初の利用者負担割合は徐々に下がってきている状況である。そもそも、福祉バスという高齢者福祉事業に関して、利用者負担についての基本的な考え方が必要である。

自治体によっては、定額ではなく、かかった費用の一定割合負担としているところもある。また、他の自治体と比べて現在のより負担割合がいいのか、より多くの負担、例えば8割程度の負担を求めるかという観点からも検討する必要がある。

決算額の推移からは、単価の上昇が決算額の増加をもたらしていることがうかがえる。今のままで、今後、対象高齢者が増加していけば、福祉バス事業が徐々に財政的負担になることは明らかである。福祉バスは、高齢者福祉の施策の一環であるが、必ず実施していかなければならない事業というわけでもない。現状と将来予想に鑑み、今後も福祉バス事業を継続するかどうかの判断は必要である。たとえ継続するとしても、大きな財政的負担にならないよう、すなわち長く継続できるように利用条件や利用者負担のあり方を検討すべきである。

【意見】

福祉バス事業を継続するかどうかの判断が必要であり、継続する場合には、財政的負担にならないよう、利用条件や利用者負担のあり方を検討すべきである。

- 5 長寿お祝い金 (昭和46年4月発足) [金沢市敬老福祉金支給条例]  
(平成13年4月改正) [金沢市長寿お祝い金条例]  
(平成17年4月経過措置を廃止)  
(平成20年4月改正) 支給対象年齢及び金額を改正  
(平成23年度予算 51,160千円)

金沢市では、以下の対象高齢者に長寿お祝い金を贈呈している。年度別の対象者、支給実績は以下のとおりである。

表63 長寿お祝い金支給実績

年度	区分	支給額 (1件当り)	人 数 (人)	金 額 (千円)
H12	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80~84歳	8,000	8,989	71,912
	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80~84歳	8,000	8,989	71,912
	77歳	5,000	2,743	13,715
	85歳以上	15,000	8,744	131,160
H14	80~84歳	8,000	9,827	78,616
	77歳	5,000	3,109	15,545
H15	85歳以上	15,000	9,138	137,070
	80~84歳	8,000	10,100	80,800
	77歳	5,000	3,241	16,205
	85歳以上	15,000	9,530	142,950
H16	80~84歳	8,000	8,190	65,520
	80歳	10,000	2,495	24,950
	77歳	5,000	3,076	15,380
	100歳以上	50,000	83	4,150
	99歳	30,000	55	1,650
	90歳	20,000	847	16,940
H17	88歳	15,000	1,130	16,950
	80歳	10,000	2,783	27,830
	77歳	5,000	3,466	17,330
	100歳以上	50,000	97	4,850
	99歳	30,000	78	2,340
	90歳	20,000	892	17,840
H18	88歳	15,000	1,102	16,530
	80歳	10,000	2,922	29,220
	77歳	5,000	3,638	18,190
	100歳以上	50,000	110	5,500
	99歳	30,000	82	2,460
	90歳	20,000	902	18,040
H19	88歳	15,000	1,093	16,395
	80歳	10,000	2,757	27,570
	77歳	5,000	3,411	17,055
	100歳以上	30,000	140	4,200
H20	99歳	30,000	88	2,640

H21	88歳	30,000	1,398	41,940
	100歳以上	30,000	166	4,980
	99歳	30,000	104	3,120
H22	88歳	30,000	1,493	44,790
	100歳以上	30,000	181	5,430
	99歳	30,000	108	3,240
	88歳	30,000	1,451	43,530

(監査結果)

長寿お祝い金は、表63の通り一定の年齢に達した高齢者に贈呈されるが、高齢者の増加に伴い、長寿お祝い金の贈呈対象者の年齢は徐々に高くなってきているのが現状で、平成20年度からは88歳と99歳と100歳以上が対象者となっている。

長寿お祝い金は、金沢市から高齢者の長寿をお祝いするという目的で贈呈されるというだけでなく、民生委員が高齢者に直接手渡しすることから、民生委員が当該高齢者の状況を確認できるよい機会ともなるようである。その意味からは、単なる祝いの贈呈という意味合いだけではなないことは理解できる。また、長寿お祝い金のように無償で贈呈されるものは、受け取る側から反対する人は誰もいない。ただ、今後増加していくであろう高齢者に対して、限られた財源でどのような施策を実施することが必要なのか、また、直接手渡しするという意味では、満100歳を対象とした長寿者祝品の贈呈事業との兼ね合いの観点からも事業の見直しが必要と考える。

【意見】

長寿お祝い金については、他の類似事業との兼ね合いや事業効果等の観点から見直しが必要である。

6 ふれあい入浴補助(平成7年5月発足)(平成23年度予算 123,280千円)

福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し、年22回100円で入浴できる入浴補助券を交付している。ふれあい入浴補助券は、1年に1人1冊(22枚綴り)となっており、自己負担100円で市内の指定された銭湯を利用できる。通常の入浴料が420円であることから、自己負担100円を控除した1回あたり320円分を金沢市が負担している。

(監査結果)

過去の利用状況、金沢市の負担状況について調査したところ以下の状況であった。

表64 ふれあい入浴補助利用状況

年度	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	H23年度 (当初予算)	H23年度 (実績)
金沢市65歳以上人口(人)	89,626	92,636	94,334	96,000	*97,450
利用枚数(枚)	338,893	384,276	398,199	384,375	412,253